

2019年3月27日

各 位

会 社 名 株式会社ALBERT
代表者名 代表取締役社長兼CEO 松本 壮志
(コード番号：3906 東証マザーズ)
問合せ先 執行役員CFO経営管理部長 新井 普之
(TEL 03-5937-1610)

自己株式の取得に係る事項の決定に関するお知らせ
(会社法第459条第1項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得)

当社は、2019年3月27日開催の取締役会において、下記のとおり、会社法第459条第1項及び当社定款の規定に基づき、自己株式取得に係る事項について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得を行う理由

当社は、2018年1月より体制の改編、ケーパビリティの確保、重点産業・顧客のスコープから成る基本戦略を遂行し、また、2018年7月より基本戦略を包含し進化させた「CATALYST（触媒）戦略」を推進しております。AI実装を視野に入れた投資が見込まれる自動車、製造、通信・流通、金融を当社における重点産業とし、当社が重点産業におけるAIアルゴリズム開発・ビッグデータ分析を通じた触媒機能となり、産業間のAI・データシェアリングを促進することで、早期のAIネットワーク化社会の実現に向けて取り組んでおります。これらが奏功している結果、2018年12月期の当期純利益は、2015年2月に東京証券取引所マザーズ市場に上場して以来、はじめて黒字を計上いたしました。

2019年3月27日の当社第14回定時株主総会の決議をもって、当社は、自己株式取得等の株主還元策を実現できる状態を確立するとともに、資本政策の柔軟性・機動性を確保することを目的として、会社法第447条第1項及び第448条第1項の規定に基づき、資本金の額及び資本準備金の額を減少し、これらをもつて、2019年3月27日開催の取締役会において、会社法第452条及び第459条第1項第3号並びに当社定款第45条の規定に基づき、増加後のその他資本剰余金の一部をその他利益剰余金に振り替えることにより、欠損の填補に充当することを決議いたしました。

この度、資本効率の向上及び機動的な資本政策の実施、譲渡制限付株式報酬への活用、また、今後のM&Aや資本提携への活用等を視野に、自己株式を取得するものであります。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|--|
| (1) 取得対象株式の種類 | 普通株式 |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 50,000株（上限）
（発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合1.53%） |
| (3) 株式の取得価格の総額 | 500,000,000円（上限） |
| (4) 取得期間 | 2019年4月1日～2019年4月5日 |
| (5) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け
①自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け
②自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-3）による買付け |

以上